

本市の取組状況について

1 京都市社会福祉審議会の状況

(1) 設置趣旨

京都市社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会として、社会福祉に関する事項を審議するため、学識経験者や保健、医療、福祉の関係者など 50 名以内で構成する審議会として設置している。今回から、委員の市民公募を行い、広く意見・提言をいただき本市の社会福祉行政に反映させていく。

(2) 専門分科会及び部会について

平成 16 年度は、4 つの分科会に加え、新たに「福祉施策のあり方検討専門分科会」(1)及び「ユニバーサルデザイン条例検討専門分科会」(2)を設ける。(2 頁目参照)

1 今後とも、「安らぎ先進都市・京都」を推進していくためには、増大の一途をたどる義務経費を確保しつつ、福祉施策全般にわたってそのあり方を検討し、将来にわたっても、「安心・安全」な福祉のまちを持続していけるようにしていく必要があるため。

2 「バリアフリー」を発展させた「ユニバーサルデザイン」という考え方は、「障害のある市民」から、「すべての市民」を対象としていくこと、「主に建築物等ハード面の施策」から「ハード・ソフト両面での総合的な施策」を推進していくこと、「主に行政主体」であったものから、「行政と市民・事業者等との協働」で推進していくものにしたいと考えているため。

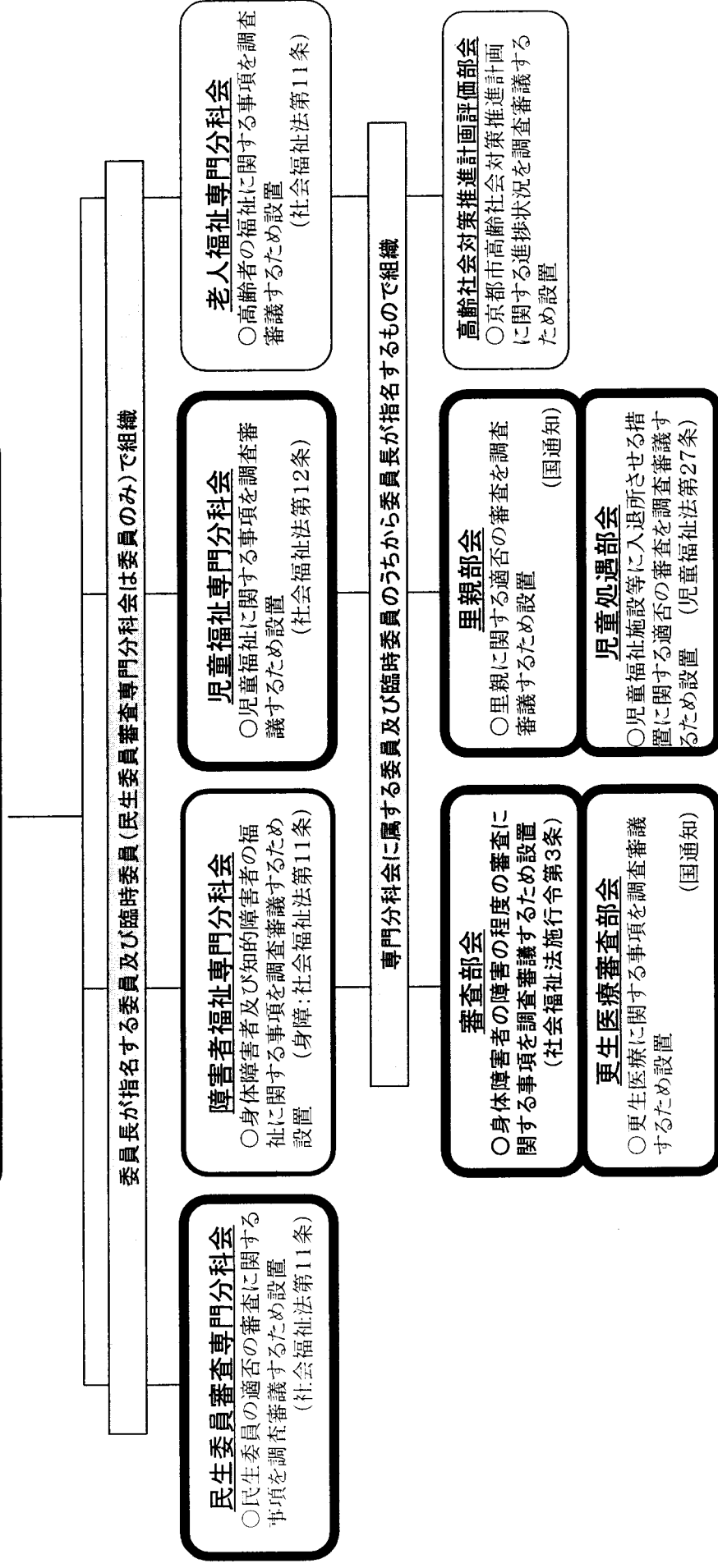
(3) 今後の予定

各審議事項については、平成 16 年 12 月を目途にとりまとめていただくとともに、「ユニバーサルデザイン推進条例(仮称)」については、平成 17 年 2 月市会に条例案を上程していく。

京都市社会福祉審議会について

京都市社会福祉審議会

- 社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法第7条に基づき設置
- 委員定数50人以内



平成16年度

- 上記の4つの専門分科会に加え、新たに「福祉施策のあり方検討専門分科会」及び「ユニバーサルデザイン推進条例検討専門分科会」を設ける。

- 「高齢社会対策推進計画評価部会」は計画が終了したため廃止する。(平成14年10月31日の部会で確認済)

2 「高齡期における所有不動産の活用に関する研究報告書」 (参考資料)の作成

(1) 目的

少子高齡化，高齡者世帯の増加，介護を必要とする高齡者の増加など，高齡者を取り巻く状況の変化は著しい。加えて，既存の社会システムでは対応困難な課題が出てきており，少子高齡化に伴う年金財政への圧力の増大等による高齡者の生活資金確保の問題がある。一方，高齡者が蓄積してきた住宅等の資産の活用がとどまっていることが指摘されており，こうした資産の活用によって，高齡期における生活資金を確保するシステムが求められている。

こうしたことから，高齡者が所有する不動産を活用した自助努力の仕組みを民間金融機関等とともに検討することを目的として，平成15年3月に「京都市リバースモーゲージ制度研究会」を設置した。報告書は，平成16年7月までの全8回にわたる研究会での意見交換をもとに作成したものである。

(2) 研究会の委員

学識経験者，弁護士，不動産鑑定士，福祉専門家，金融機関及び本市職員

(3) 報告書の概要

4～5頁目を参照

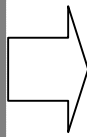
(参考資料の「高齡期における所有不動産の活用に関する研究報告書」1～2頁から抜粋)

報告書の概要

高齢者を取り巻く状況と所有不動産の活用

■ 高齢者を取り巻く状況 (P.3～14)

- 高齢者数，高齢化率の増加
- 介護が必要な高齢者の増加
- 高齢者世帯の増加
- 持家，老朽化，改修が必要な住宅状況
- 地価の下落
- 生活費の不安



■ 所有不動産の活用(P.15～18)

- 社会状況の変化に伴う生活資金の確保
- 不動産に対する意識の変化・活用への関心
- 住宅環境や経済の向上，都市の活性化，まちづくり等への効果

リバースモーゲージの現状と導入のための条件整備

■ 国内の制度(P.19～25)

- 公的プラン，民間プランとも，三大リスクほか様々な課題
- 仕組上のリスクを借り手（利用者）が背負うため制度が普及しない



■ 海外の制度(P.25～29)

- アメリカのRMは制度の棲み分け，保険制度でのリスクカバー，資金調達システムの整備ができています
- フランスのピアジェは終身にわたり定期収入を受領

■ 導入のための条件整備 (P.30～32)

- 保険制度の創設
- 資金調達システムの導入
- 不動産市場の整備
- カウンセリングの実施
- 税制上の特例の創設
- 柔軟な融資方式の検討
- 官民の連携

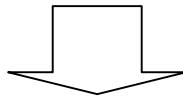
■ 京都市での実施の判断 (P.32～33)

- 全国的規模での保険制度の創設や資金調達システムの導入などの条件整備が必要

高齢期における所有不動産の活用の手法と支援策の検討

■ 資産活用の方法（リバースモーゲージ以外）（P.34～36）

- 不動産を売却し、居住している高齢者は住み替える
- 不動産を売却するが、居住している高齢者はそのまま住み続ける
- 不動産を賃貸し、居住している高齢者は住み替える
- 不動産の一部を賃貸し、居住している高齢者は住み続ける



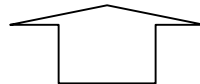
■ 京町家の活用（P.36～39）

- 都市居住の促進，都市型観光の振興，新事業の創設，環境の共生等
- 都市再開発事業よりも都市の再生に効果的
- 現在，SOHO，飲食店・物販店等に活用



■ 新たな活用方法（P.39～41）

- 小規模多機能施設，グループホーム，グループリビング
- シェアハウス
- 多世代の共生，賑わい



■ 支援策の検討（P.41～43）

- 相談機関の活性化・情報の流通
- 家屋のメンテナンス
- 防火・耐震構造基準の緩和
- 関連税制の特例措置の創設
- 京町家を利用する事業者への支援
- 住み替え先の供給
- 魅力あるまちづくり

3 「痴呆性高齢者ケアマネジメント推進モデル事業」への 参画(京都市長寿すこやかセンター)

高齢者痴呆介護研究・研修東京センター、大府センター及び仙台センターが共同して研究・開発を行った「痴呆性高齢者ケアマネジメントセンター方式」を活用した、痴呆性高齢者のための新たなケアマネジメントシステムの今後の普及等を推進することを目的として、痴呆性高齢者マネジメント推進モデル事業が行われ、京都市長寿すこやかセンターがモデル事業の事務局として参画する。

7～10頁目を参照

(「全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料」(平成16年2月19日開催)162～165頁から抜粋)

痴呆性高齢者ケアマネジメントの推進に関する調査研究事業（案）

1 調査研究の目的及び趣旨

- 2015年の高齢者介護のあるべき姿について検討するため、厚生労働省老健局に設置された高齢者介護研究会では、「高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」を主題として、高齢者ケアをめぐる今後の課題と実現すべき方策が提言されている。
- 報告書では、最近の要介護認定のデータと将来の見通しをもとに、現在、要介護高齢者の約半数に、とりわけ施設入所者の8割に痴呆の影響が認められると述べられている。そうした中で、今後は身体的障害に対するケアだけでなく、痴呆性高齢者に対応したケアを標準として位置づけていくことが必要であり、痴呆性高齢者ケアの普遍化が求められている。
- 痴呆性高齢者は、記憶障害が進行していく一方で、感情やプライドは残存しているため、外界に対して強い不安を抱くと同時に、周りの対応によっては焦燥感、喪失感、怒り等を覚えることもある。徘徊、せん妄、攻撃的言動など痴呆の行動障害の多くは、こうした不安、失望、怒り等から惹き起こされるものであり、こうした痴呆性高齢者の特性を良く理解して、本人の人格を尊重し、その人らしさを支えることが痴呆性高齢者のケアには必要である。
- そうしたケアを実現するためには、痴呆性高齢者本人のそれまでの生活や個性を尊重しつつ、高齢者自身のペースでゆったりと安心して過ごしながら、心身の力を最大限に発揮して充実した暮らしを送ってもらうことができるよう、生活そのものをケアとして組み立てていくことが重要である。
- しかしながら、現在利用されているケアマネジメント手法は、以下の課題が指摘されており、痴呆性高齢者のその人らしさを支えるケアの実現に資するものとなり得ていない。

- ① 事業所ごと、あるいは利用者がどこに行くか（居場所ごと）によって、アセスメントやケアの考え方やツールに統一性がない。
- ② 事業者ごとでのアセスメントツールやシート等の共有、情報伝達、連携が不十分なために、利用者も家族もケア提供者側も混乱、無駄が生じやすい。
- ③ 痴呆の人の多面的で複雑に絡み合った障害やその要因を見極めるための全体的な視点や分析枠がつかめない。

- ④ 総合的なアセスメントだと量が多すぎ、また、人によって、時期によって課題の焦点が違うので網羅的だとポイントが見えにくい。
- ⑤ 機能や障害別のアセスメントになりがちで、本人の暮らしの流れや暮らしの継続性を見極めるためのアセスメントとケアプランになりにくい。
- ⑥ 本人と家族の個別性、希望と自己決定が、ケアプランに十分に反映されにくい。
- ⑦ 本人の個別特性に関する情報はなかなか一度に把握できない、また、把握していても記録やその継続がされにくい。

○ こうしたことから、現在、高齢者痴呆介護研究・研修東京センターをはじめ、仙台、大府の各センターにおいて、新たなケアマネジメント手法として「センター方式03版 痴呆性高齢者用ケアマネジメントシート」の開発に取り組んでいる。

○ この「センター方式03版」は、高齢者の尊厳を支えるために、痴呆の初期からターミナル期まで継続的なケアを実践していくことを目指し、関係者が新しい痴呆ケアの共通の考え方を基盤として、ケアマネジメントを継続的に展開していく方法である。利用者や家族も含めて、ケア関係者個々が持つ情報や気づき、ケアの具体策を利用者中心に集約し継承しながら、より良質なケアを提供し、併せてそれを生み出すケアチームの成長を促すものとなっており、これまで指摘されてきた課題が克服されている。

○ 「センター方式03版」の開発に当たっては、これまでも在宅及び施設における検証を繰り返してきたが、実効性をさらに高めるためには、より多くの介護現場での試行、検証を経て完成度を高める必要がある。

○ 痴呆性高齢者の尊厳を支え、その人らしい暮らしを継続するという痴呆性高齢者ケアを標準化するためには、痴呆性高齢者の状態を適切に把握し、その状態に応じた適切なサービスが提供されることが必要である。そのためにも「センター方式03版」の完成度を高め、痴呆ケースに対する標準的なケアマネジメント手法として確立させるとともに、痴呆性高齢者に対応した新たなケアモデルを具体化するものとして全国の介護現場に普及させることを目的として本事業を実施する。

2 調査研究事業の内容

(1) 本研究調査における中央検討委員会の設置

痴呆ケアの専門家等による10～15人程度の検討会を設置する。

大府センター・仙台センターからは、中央検討委員会委員として参画。

(2) モデル地域の設定

全国に10～15か所のモデル地域を設定し、以下の要領により「センター方式03版」の検証を行う。

- ① モデル地域で、実際に「センター方式03版」を試行するために、学識経験者、行政関係者等による地区検討委員会（数名で構成）を設置し、研究協力事業者（施設及び居宅サービス数種類）を選定
- ② 地区検討委員会事務局説明会の開催及び研究協力事業者・モデル自治体への研修の実施
- ③ 「センター方式03版」の試行
- ④ 試行結果による実効性の検証、要改善点の整理
- ⑤ 試行結果のまとめ、中央検討委員会への報告

(3) モデル地域での試行結果報告に基づく実効性の検証

モデル地域での試行結果報告で示された課題に基づき、実効性について検証を行い、必要に応じて「センター方式03版」の見直しを行う。

(4) 「センター方式03版」の普及策の検討

「センター方式03版」を痴呆性高齢者に対する新たなケアマネジメント手法の標準とするための普及策の検討を行う。

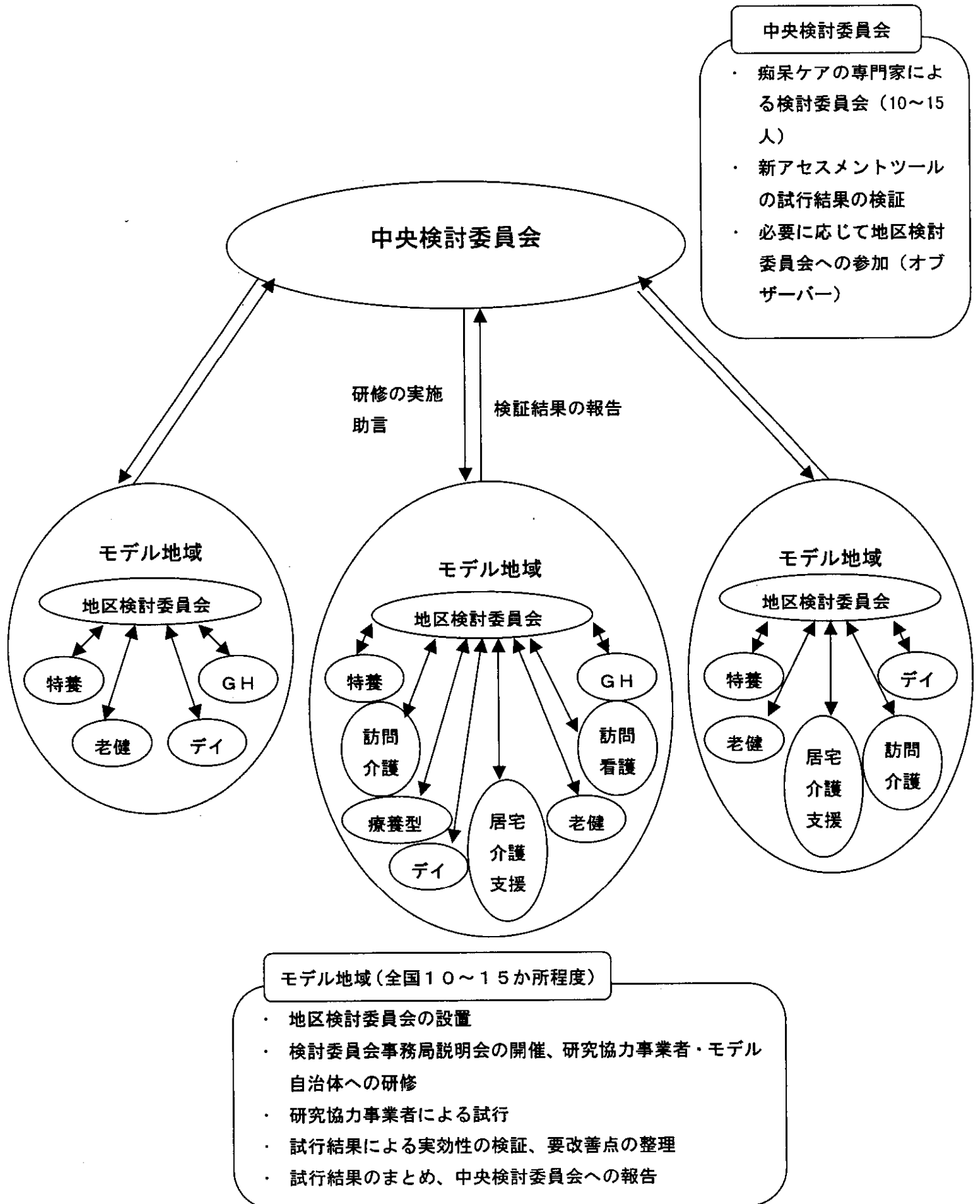
3 調査研究事業の効果及び活用

「センター方式03版」を痴呆性高齢者に適したケアマネジメント手法として確立し、普及させることにより、痴呆性高齢者に対する適切なケアの提供に大きな役割を果たすほか、介護支援専門員や介護従業者等の研修教材として使用することにより痴呆性高齢者ケアの一層の充実につなげる。

4 調査研究実施事務局

高齢者痴呆介護研究・研修東京センター

痴呆性高齢者ケアマネジメント推進モデル事業（仮称）



4 平成 16 年度介護サービス評価事業の実施

(1) 評価の実施について

介護保険制度では、サービス事業者自らが提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努め、利用者の立場に立ってサービスを提供することが義務付けられているが、利用者が自分のニーズに合ったサービスを提供する事業者を選ぶためには、評価された内容が情報として公開される必要がある。そのため、本市では、平成 12 年度から「京都市介護サービス評価事業」を実施している。

この事業は、事業者及び利用者又は家族が、事業者の提供するサービス进行评估し、それを公表することによって、市民の選択性の向上に寄与し、併せてサービスの質的向上を図るものである。

本年度の評価事業は、経年比較を行う観点から評価手法、評価項目等については、昨年の実績を踏まえたうえで、基本的には同内容での実施を予定している。

(2) 評価の実施予定について

	自己評価	利用者評価
実施期間	平成 16 年 10 月頃	平成 17 年 1 月頃
評価者	京都府が事業者指定している評価対象サービスの事業者に参加応募案内を通知し、事業の趣旨に賛同し参加した事業者	参加応募のあった事業者のサービスを利用している本人又は家族（抽出数は、1 事業者当たり最大 25 人）
調査方法	郵送法	郵送法

(3) 今後の取組について

京都府においては、平成 15 年 3 月に第三者評価の取組に関するガイドラインが策定され、現在、試行事業が実施されており、平成 17 年度以降の本格実施を検討しているところである。

また、国においても、平成 16 年度に「情報開示の標準化」に係る都道府県でのモデル事業が実施され、今後、本格実施が検討されているところである。

本市としては、今後、京都府の第三者評価について、市民の皆様への情報提供を行うとともに、利用者が介護サービスをより利用しやすくなるように、利用方法やサービス事業所の情報提供等、介護保険事業の円滑な運営のための利用者支援方策を引き続き推進していく。

国・京都府の動向については、12～13 頁目を参照。

第三者評価に係る国・京都府の動向

1 国の動向

「情報開示」の徹底と「事後規制ルール」の確立

- 利用者によるサービス選択を実効あるものとするため、全ての事業者を対象として「情報開示の徹底」を図ることとし、そのための開示情報の標準化と第三者による確認の仕組みを導入する。

また、実効ある事後規制ルールを確立する観点から、事業者の「指定更新制」の導入や、欠格事由の見直しなどを行う。

〔社会保障審議会・介護保険部会報告（平成16年7月30日）から〕

■ 情報開示の標準化

調査研究の状況 老人保健健康増進等事業により（社）シルバーサービス振興会に設置された「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」において評価の実施方法、評価基準等について調査研究が行われ、平成16年5月に「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する情報開示の標準化」についての中間報告書が提出された。	「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する情報開示の標準化」についての中間報告書から ○ 「情報開示の標準化」は利用者による介護サービス事業所の選択に資することを目的として、全ての事業所を対象に、事業所が現に行っている事項（事実）を前提として、第三者が客観的事実に基づき確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組み。 ○ 「情報開示の標準化」のプロセスを通じて、事業所自身によるサービスの質の改善への取組みが促進されることにより介護サービス全体の質の向上も期待。 ○ 「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用において保障するための環境を整備するもの。事業所の格付けやサービスの画一化を目的とするものではない。
--	--

2 京都府の動向

概要	対象サービス	公開方法
【平成14年度】 評価項目・評価基準・評価方法・評価結果公表等に係るガイドラインの策定等 【平成15年度】 第三者評価試行実施 9評価機関:110事業所 【平成16年度】(予定) 15評価機関:150事業所	原則として、介護保険事業者について、同一敷地内、同一事業所番号が付番されたすべてのサービスをひとつの評価対象とする。	冊子及びホームページでの公開

* 平成17年度からの本格実施を検討。

5 敬老乗車証の更新方法の変更

敬老乗車証制度は、長年にわたり、社会に貢献してこられた高齢者の皆様に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加して、生きがいを高めていただくことを目的に、市内在住の70歳以上の方に対し、本市の市バス・地下鉄等の運賃を無料の取扱いとする乗車証を交付しているものである。(制度開始：昭和48年度)

本年9月に実施する一斉更新から、従来の民生委員を通じての配付による更新方法を変更し、敬老乗車証の交付を希望される方(申請書を提出した方)に対して、市内に219局ある郵便局において新しい敬老乗車証を交付することとした。

6 「市民すこやかフェア2004」の開催

(1) 主旨

現代社会は、長寿少子化が急激な速さで進展しており、明るく活力ある社会を築き上げていくことがますます大きな課題となっている。市民一人ひとりが長寿社会を自分自身の問題としてとらえるとともに、世代間の交流や地域社会への参加を通じて、自らの役割を見出し、実行していくことにより、お互いが世代を越えて気持ちよく支え合っていく仕組みを作っていくことが重要である。

こうした観点から、市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会を提供するため、高齢者福祉総合イベントとして「市民すこやかフェア2004」を開催する。

(2) テーマ

「広げよう 生きがいの輪」

(3) 開催日時

平成16年9月3日(金)、4日(土)、5日(日)の3日間

9:30～16:30(9:00会場)

3日間のうち、作品展・美術展を3日・4日に、舞台イベント、相談展示コーナーは4日・5日に開催。5日に行う健康すこやかウォークは8:00受付開始。

内容の詳細は、別添のチラシを参照

(4) 主催等

主催

市民すこやかフェア実行委員会(構成団体：京都府医師会、京都府歯科医師会、京都府薬剤師会、京都新聞社、京都新聞社会福祉事業団、京都放送、京都市体育協会、京都府国民健康保険団体連合会、京都市老人クラブ連合会、京都市社会福祉協議会、京都市)

後援

日図デザイン博物館

協力

社団法人京都市保育園連盟、社団法人京都市私立幼稚園協会